

議案第75号

守谷市すこやか医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市すこやか医療費支給に関する条例（平成19年守谷市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「学年の初めから12歳に達する日の属する学年の終わりまでの間にある者。ただし、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を12歳に達した日の属する学年の終わりまでに修了しない場合にあっては、15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）まで」を「4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による猶予に係る児童が中学校又は特別支援学校の中学部の課程を15歳に達する日以後の最初の3月31日までに修了しない場合にあっては、当該課程を修了した日以後の最初の3月31日まで）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

平成24年12月11日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 75号 | 1 |

提案理由（議案第75号）

提案の理由を申し上げます。
本案は、守谷市すこやか医療費の支給対象者について、平成25年4月診療分から中学3年生までの者に拡大するため、条例の一部を改正するものです。
よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

参考資料

守谷市すこやか医療費支給に関する条例新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例によりすこやか医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる者にあっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 守谷市の区域内に住所を有する児童（9歳に達する日の翌日以後における最初の<u>4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u>（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による猶予に係る児童が中学校又は特別支援学校の中学校部の課程を15歳に達する日以後の最初の3月31日までに修了しない場合にあっては、当該課程を修了した日以後の最初の3月31日まで） の間にある者）で、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受</p> | <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例によりすこやか医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる者にあっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 守谷市の区域内に住所を有する児童（9歳に達する日の翌日以後における最初の<u>学年の初めから12歳に達する日の属する学年の终わりまでの間にある者</u>。ただし、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を12歳に達した日の属する学年の終わりまでに修了しない場合にあっては、15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までの間にある者）で、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受</p> |

けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。）

けることができるもの（守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。）